

第 2 回

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

会 議 録

(平成15年10月28日)

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

第2回 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会会議録

1. と き 平成15年10月28日(火曜日) 13:30～15:49

2. ところ 函館国際ホテル

3. 出席者

(1) 会 長 井 上 博 司

(2) 副会長 吉 澤 慶 昭 工 藤 篤 船 木 英 秀 飯 田 満

(3) 出席委員

(函館市)

西 尾 正 範
福 島 恭 二
岩 谷 正 信
小野沢 猛 史
山 鼻 節 郎

(戸井町)

伊 藤 修
吉 田 崇 仁
境 樹 弥
吉 田 悦 也
館 山 澄 子

(恵山町)

石 田 徹 也
斉 藤 明 男
依 田 邦 男
二 木 進
藤 原 靖 孝
斉 藤 賢 三

(椴法華村)

大 津 廣
田 中 孝 司
中 市 敏 樹
佐々木 孫 一
佐々木 正 俊
佐々木 範 子

(南茅部町)

細 井 徹
杉 林 幸 弘
樋 口 廣 文
鎌 田 光 夫
関 根 弘
熊 谷 儀 一

(共通委員)

星 井 英 人
長 野 章
小 川 常 明

渡 部 正一郎
金 山 正 智
河 合 裕 秋

4 . 説明員

函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会事務局

事務局長 近 江 茂 樹

事務局次長 梅 田 誠 治

会議に付した事件

(協議事項)

- 協議第 1号 合併の方式について
- 協議第 2号 合併の期日について
- 協議第 3号 市の名称について
- 協議第 4号 事務所の位置について
- 協議第 5号 財産の取扱いについて
- 協議第 6号 地方税の取扱いについて
- 協議第 7号 町字名の取扱いについて
- 協議第 8号 慣行の取扱いについて
- 協議第 9号 広報・広聴事業の取扱いについて
- 協議第 10号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 協議第 11号 5市町村建設計画

(報告事項)

- 報告第 1号 5市町村財政シミュレーションについて
-

午後1時30分 開会

川越課長 本日は、ご多用のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、早速始めさせていただきたいと存じます。

まず、開会に当たりまして、本協議会の会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。井上会長、よろしくお願いいたします。

井上会長 それでは、第2回目の協議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、皆様方大変お忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございました。

前回の第1回の協議会を終えまして、本日からはいよいよ実質的な合併の協議の皆様とともに始めるということに相なるわけでございます。本日も協議をいただく項目、10項目ほどございますが、その中にはこれからの協議を進めるに当たりまして、基本となります合併の方式、合併の期日などのほか、住民生活にかかわりの大きい地方税の取り扱いや国民健康保険事業の取り扱いなど、いずれも重要な事項でございますので、委員の皆様におかれましては、ぜひとも熱心なご協議をお願いをしたいと存じます。

簡単でございますが、開会に先立ってのごあいさつとさせていただきます。本日、どう

ぞよろしくお願いを申し上げます。

川越課長 会長どうもありがとうございました。

それでは、これからの進行につきましては、協議会規約第9条第2項の規定により、井上会長にお願いしたいと存じます。

井上会長、よろしくお願いをいたします。

井上会長 それでは、ただいまから第2回の函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会を開催いたします。

最初に、会議録署名委員の選任についてでございます。本日の署名委員は戸井町議会議長の吉田委員にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速本日の協議事項に入りたいと思います。

まず、協議の進め方につきまして、事務局から説明をいたさせます。

はい、どうぞ。

近江事務局長 それでは、ご説明をいたします。

協議の進め方についてでございますが、この法定協議会でご協議をいただく事項はいずれも重要な事項でございますが、ご提案をさせていただく事項につきましては、提案と同時に本日決定をしていただくこともある事項と、皆様の協議や意見を踏まえまして、項目によっては継続となるものがあると考えております。したがって、それらの事項につきましては、次回以降の会議において協議、決定をいただくという形で進めさせていきたいと考えてございます。

本日ご提案させていただく事項につきましては、お手元の次第をごらんいただきたいと存じますが、協議第1号 合併の方式から、協議第11号の5市町村建設計画まで、あわせて11項目となっております。これらの事項につきまして、順次ご提案を申し上げ、皆様にご協議いただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明でございまして、今日決定をいただけるものは決定をする、それから継続をして協議をするというものと大きく二つに分けて進めさせていただきたいと思いますが、皆様よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、協議事項第1号 合併の方式についてお諮りをいたします。事務局から説明をお願いします。

はい、事務局、どうぞ。

近江事務局長 それでは、協議項目の第1号 合併の方式について、調整方針案を読み上げさせていただきます。

合併の方式は、亀田郡戸井町、亀田郡恵山町、亀田郡椋法華村、茅部郡南茅部町を廃し、その区域を函館市に編入する編入合併とする。としてございます。

資料次ページをお開き願いたいと思います。

次ページにつきましては、新設合併と編入合併との比較ということで、大きく6区分に分けまして、新設と編入の合併の説明をさせていただいております。

まず、定義でございますが、編入合併の方をごらんいただきたいと思います。市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うものということでございます。

それから、法人格につきましては、編入合併の場合につきましては、編入する市町村の法人格が継続されることになってございます。

それから、3番目の市町村の名称でございますが、編入する市町村の名称にすることが多いが、新たに制定することもできるということで、この項目につきましては、後ほど3号の議案の中で調整方針案を皆様にお示しをしたいというふうに考えてございます。

それから、事務所の位置につきましては、通常は編入する市町村の事務所の位置となっております。

このほか議会議員、特別職の扱いにつきましても、編入合併の場合は原則失職となっておりますが、定数及び任期の特例措置等がございますので、編入につきましてはこういう形で、新設との比較がなされているというところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、何かご質問あるいはご意見ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

特にないようでございますが、よろしゅうございますか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、第1号は今日決定ということにさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、第1号につきましては、第1号 合併の方式でございますが、原案のとおり決定をさせていただきます。

次に、協議の第2号 合併の期日についてお諮りをいたします。

事務局、はい、どうぞ。

近江事務局長 協議項目第2号 合併の期日でございます。調整方針案について読み上げさせていただきます。

合併の期日は、平成16年12月1日を目指す。としてございます。

参考までに次ページをちょっとお開き願いたいと思います。

次ページの資料につきましては、平成11年度以降の合併の状況ということで、上の四角で囲った表、全部で29市町でございます。平成11年の4月1日の篠山市から直近で申しますと、平成15年9月1日の千曲市までということで、合併の年月日につきましては、それぞれまちまちになってございます。

また、右側の方に合併の形態というところがございますが、この29市町のうち新設合併が18、編入合併が11となっております。

また、下段の四角い表の方でございますが、こちらにつきましては、今後の合併予定の市町村ということで、10市町が15年の11月15日から16年の10月1日までの部分で予定されている部分を記載をさせていただいてございます。なお、こちらの方の合併形態につきましては、すべて新設合併ということで、予定をされているというところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

井上会長 はい、ありがとうございました。

ただいま、第2号、説明がありました。何かご質問、ご意見がございますでしょうか。

はい、岩谷委員。

岩谷委員 岩谷でございます。

ただいまの合併の期日の問題について、来年の12月1日を目指すということでありますから、目指すということはあくまでも目指すということでございますが、これからいろいろな住民説明とか、それぞれ各市町村でご努力をさせていただきますが、最終的には住民の動向をどう判断をすることが各市町村同じことだと思いますので、目指すということで、しかし拙速でこの12月がありきだというこのスケジュールみたいになってしまったのではどうかということもございまして、私どもの議会の中でもさまざまなそういう議論がありまして、12月1日を目指すということは、実質来年の6月議会でそれぞれ議決をしなければいけないと。そうすると来年3月まで、ほとんど市町村の各協定書の内容までほぼ詰めなければ、12月1日が無理だということにもなるわけですし、そういう意味でかなり期間が短い中で、各市町村はご努力をしなければいけないという状況があるものですから、そういう点について拙速にならないように、柔軟に住民の意向が十分把握をして審議が尽くされて、全体の合意の中でこのスタートができるようにという前提で、そういう扱いをぜひよろしくお願いしたいということだけ申し上げておきます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、岩谷委員からそのお話がありました。実はこの前段で任意協議会で協議をしてきた経過がございまして、その時点で16年の12月1日ということで、一たんご意見があつて決めたのですが、法定協、あるいは今岩谷委員がおっしゃるような住民の意向というようなものを考えあわせると、努力目標的な目指すということで表現をさせてい

ただいた。

今日皆様のご意見がございますれば、12月1日で決めるのも一つかなというふうに、私としては思っておったのですが、その辺、法定協でこれを目指すという形でどういうことになるか、ちょっと事務局。

近江事務局長 最終的にこの合併の期日につきましては、「目指す」から法定協として確認がなされて決定される部分での表現とすれば、「とする」という形で、きちっとしたうたわれ方になるということで、ご認識願えればと思います。

井上会長 今、岩谷委員、それから事務局の考え方、説明があったのですが、4カ町村は大体住民説明会もかなり進んでいると思うのですが、函館市はまだ始まったばかりということもありますから、どうでしょうね。

他にご意見ございますか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようですが、今日の時点ではこの原案のとおり「目指す」ということで整理をさせていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 それでご異議がないようですから、平成16年の12月1日を目指すということで、今日時点では確認をさせていただきたいと思います。

よろしゅうございますね。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございました。

それでは、原案のとおりということでございます。

それでは、続きまして、第3号 市の名称についてお諮りをいたします。

事務局から説明、はい、どうぞ、事務局。

近江事務局長 それでは、協議項目の第3号 市の名称について、調整方針案を読み上げさせていただきます。

市の名称は函館市とする。としてございます。

参考までに、次ページをちょっとお開き願いたいと思います。

編入合併の事例で、平成13年の1月1日から、15年の8月20日までの11市の例でございます。太字で書いているところが新市名でございます。このうち上から2番目、この潮来市というところは、合併前は潮来町と牛堀町という2町が合併して潮来市になってございます。それから同様の扱いは一番下の愛知県の田原市でございますが、こちらは渥美郡の田原町と赤羽根町というところが合併をして、田原市ということで、ここの部分が新しい名前でございますが、それ以外の旧市につきましては、市と町の合併の部分では、旧市の名称をそのまま編入合併の場合使っているということで、函館市の部分でいきましたも、同様に旧市そのものを新市として使うということで、ご提案を申し上げております。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、第3号説明ありましたが、何かご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

特にないように受けとめさせていただきますが、よろしゅうございますか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 これは今日決定をさせてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、協議第3号 市の名称については、原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次に協議事項の第4号 事務所の位置についてお諮りをいたします。事務局説明をお願いします。

はい、どうぞ。

近江事務局長 協議項目第4号 事務所の位置についてでございます。調整方針案を読み上げさせていただきます。

事務所の位置は、現函館市役所の位置とする。としてございます。

参考までに、また次ページをお開き願いたいと思います。

先ほどの平成13年以降の編入合併をした市町村の事務所の位置でございますが、それぞれ新市名の所在地がそれぞれの事務所の位置ということになってございます。新潟市から田原市まで、それぞれ田原市であれば旧田原町役場がそれぞれ事務所の位置ということで、同様の扱いで、函館市の場合もそのような形でご提案を申し上げました。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

何かご意見、ご質問ございましたら。

この添付資料は当然原案のとおり行くべきだという、そういう資料になっていますから、よろしゅうございますね。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、協議第4号については、原案のとおり決定をさせていただきます。

次に、第5号でございます。財産の取り扱いについてをお諮りをいたします。

はい、事務局、説明をお願いします。

近江事務局長 協議項目第5号 財産の取り扱いにつきまして、調整方針案を読み上げさせていただきます。

戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の所有する財産は、すべて函館市に引き継ぐものとする。としてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

次ページの資料につきましては、財産につきまして、まず(1)主な財産ということで、これはそれぞれの市町村の財産台帳に基づきまして記載をしたものでございます。区分の部分でございますが、大きくは行政財産、の中には土地、建物。それから普通財産、これにつきましては土地、建物。さらに出資による権利、基金等につきまして、記載のとおりでございます。なお、こちらの方の数値につきましては、平成14年度末の一般会計、特別会計分を合わせたものとして記載をしてございます。

それから、四角い下段の方の資料でございます。こちらにつきましては、(2)として起債の残高を示してございます。こちらにつきましても、平成14年度末の数値でございます。

一般会計につきましては、それぞれ函館市、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町ともございます。それ以外の起債につきましては、港湾事業特別会計から交通事業会計まで、函館市につきましてはすべてでございますが、病院事業会計、中ほどでございますが、こちらにつきましては函館市、それから恵山町、南茅部町、水道事業会計につきましては5市町村すべて、それから公共下水道事業会計につきましては函館市、戸井町ということで、記載のとおりでございます。

以上、財産につきましては、すべて函館市に引き継ぐということで、ご提案を申し上げたいと思います。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、第5号の説明をいたしました。何かご質問、ご意見ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようでございますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ご異議がないというふうに受けとめますので、第5号 財産の取り扱いについては、原案のとおり決定をしたいと思います。

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、協議の第5号 財産の取り扱いについては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、協議の第6号 地方税の取り扱いについてお諮りをいたします。事務局から説明をお願いします。

はい、事務局。

近江事務局長 協議項目第6号 地方税の取り扱いでございます。調整方針案の方を読ませていただきます。

地方税は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第10条第1項

の規定により、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。

ただし、南茅部町の入湯税については、平成17年度から5カ年度は不均一課税とする。としてございます。

なお、この地方税の取り扱いにつきましては、任意協議会におきまして、本文のただし書き以降の町名につきましては、南茅部町のほかに戸井町、椴法華村の3町の入湯税につきまして不均一課税にするということで、任意協議会の中では確認がなされてございますが、現在この函館市におきましては、日帰りの入湯税につきまして、課税免除の適用がございまして、これに当てはめると、合併後、戸井町、椴法華村につきましては、この課税免除の該当になるために、任意協議会では戸井町、椴法華村を入れて、入湯税の不均一をお示しをさせていただきましたが、法定協議会の中ではこの戸井町と椴法華村につきましては除く形で、南茅部町のみが今の市の課税免除の該当に当たらないということで、南茅部町の部分だけの入湯税につきましては、平成17年から5カ年は不均一課税とするということで、ご提案を申し上げたところでございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

次ページの資料で税関係の函館市と4町村の違いのある部分について申し上げます。

まず、市町村民税の個人の均等割の額につきましては、函館市は2,500円、戸井町、恵山町は2,000円、椴法華村、南茅部町は2,600円となっておりますが、こちらにつきましては、函館市の2,500円に合わせるということでございます。

同じく、非課税の基準額につきましても、函館市が32万、4町村につきましては28万ですが、こちらにつきましても、函館市の32万に合わせるとしてございます。

法人関係につきましては、5市町村同じ形でございますので、不均衡はございません。

固定資産税の税率につきましても1.4ということで同様でございます。

それから、軽自動車税につきましては、函館市の税額につきまして1,100円から7,900円まで。4町村につきましては1,000円から7,200円までということで、函館の率が1割程度高くなっておりますが、こちらにつきましても、函館の軽自動車税に合わせるということで、ご提案を申し上げます。

あと、鉱産税につきましては、函館市、戸井、恵山が同様ですが、椴法華村、南茅部町につきましては多少違いがあるということですが、こちらにつきましても函館市の鉱産税の方に合わせるということで、この率の方でございますが、確認がなされてございます。

不均一課税の部分で申し上げますと、入湯税でございます。宿泊につきましてはそれぞれ150円ということで設定がなされておりますので、これを函館の部分に合う形になりますが、日帰り客の部分につきましては函館が150円、それから戸井町が50円、恵山町が150円、それから椴法華村、南茅部町につきましては70円ということですが、この部分につきましては、一番下の方にただし書きで書いてございますが、入湯税の日帰り分について、戸井町、椴法華村の入浴施設は市の課税免除基準では、課税免除の対象となりますが、南茅部町の一部の入浴施設は課税免除の対象とならないということで、南茅

部町の入湯税のみにつきまして、平成17年から5カ年度は不均一としたいということで、ご提案を申し上げているところでございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

次ページにつきましては、それぞれの税目別の納期について、資料を出させていただきます。

納期、4期の部分、あるいは3期の部分、それから納期の期日も半月、あるいは一月程度、それぞれの町村と市の間で違いがございますけれども、おおむねこの納期につきましては、合併後は函館市の制度に統一をすることで、これは税務部会の方でも確認がなされてございますので、ご提案のとおり、基本的には税の部分については函館市の制度に統一する。ただし南茅部町の入湯税についてだけ不均一課税とするということで、ご提案をさせていただきます。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、第6号、ご説明をいたしました、ここから本格的な協議ということになるのかなというふうに思いますが、ご質問、ご意見いただきたいと思います。

その前にちょっと会場暑いようですから、上着どうぞ、おとりになっていただきたいと思えます。暑い方は。

ご質問、ご意見いただきたいと思えます。

申し上げますが、この資料の2枚目の方の納期の変更は今度1本で電算化でやりますから、ですからそういう関係でなるということで、これも余り問題はないのかなと思えますが、前段の方でちょっと差が出てきてますから、お含みと思えますが。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にご発言がないようでございますが、原案でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、第6号については、原案のとおり決めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次、協議の第7号でございます。町字名の取り扱いについてをお諮りをいたします。事務局から説明をお願いします。

はい、事務局、どうぞ。

近江事務局長 協議項目第7号 町字名の取り扱いでございます。調整方針案を読み上げさせていただきます。

1 函館市、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の町字の区域については現行のとおりとする。

2 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の区域内の町名については、4町村の意向を尊重する。としてございます。

参考までに、次ページ以降をちょっとお開き願いたい。

まず次ページでございます。この町字名につきましては、今事務局としては3案をご提案を申し上げます。

まず、町字名の調整方針の1案でございます。こちらにつきましては、旧町名プラス字名を新町名とし、そのうち字名から字を取るという形の提案でございます。

戸井町の一番上をごらんいただきたいと思います。旧町の部分でいきますと、亀田郡戸井町字原木町ということでございますが、この調整方針案の1案によりますと、新町名の部分では函館市戸井町原木ということで、それぞれ旧町村が字の部分につきましては、字を取った形になるということで、恵山町につきましては函館市恵山町日浦、椴法華村につきましては函館市椴法華町、ここは村から町ということで変わってございますが、函館市椴法華町恵山岬、また南茅部町につきましては函館市南茅部町古部という、そういう表現でございます。

網かけで黒く塗りつぶしている部分が各町に出てございますが、こちらにつきましては重複をする町名があるということ、あるいは漢字は違うのですが読み方が同じということで、戸井町であれば二見、それが南茅部町でも同じく双見というところがございまして、あと浜町、それから恵山、それから椴法華村につきましては八幡町というところが函館市と同じ町名がございまして、そういうものにつきまして、網かけをして表示をさせていただいておりますが、基本的に1案につきましては、旧町名をつけた中で字名を取るという案でございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

第2案につきましては、旧字名を新町名とし、類似の場合は旧町村名をつけるということでございます。この例で申しますと、戸井町につきましては函館市原木町、それから恵山町につきましては函館市日浦町、椴法華村につきましては函館市恵山岬町、南茅部町につきましては函館市古部町ということで、現在の函館の町名の使われている形に近いといえますか、同じようなそういう表現になってございます。

また、網かけをして黒く塗りつぶしている部分につきましては、重複している町名でございますので、戸井町の例で申しますと、函館市戸井二見町、あるいは函館市戸井浜町という表示でございます。同様に恵山町につきましては函館市恵山町、それから椴法華村につきましては函館市椴法華八幡町、函館市椴法華恵山町、函館市椴法華浜町、南茅部町につきましては函館市南茅部双見町という、そのような表現にしております。

それから、3枚目をお開き願いたいと思います。

調整方針案の3案でございます。こちらにつきましては、旧町村名、それに字名を新町名とするということで、戸井町の例で申しますと函館市戸井原木町、恵山町で申しますと恵山日浦町、椴法華村で申しますと函館市椴法華恵山岬町、南茅部町につきましては函館市南茅部古部町ということでございます。

以下、網かけの部分につきましても、函館市戸井二見町、函館市戸井浜町というような

表現をさせていただいてございます。

以上、3案につきまして、事務局としてご提案を申し上げましたので、これらを中心に、皆様にご協議をいただきたいというふうを考えてございます。よろしく願いいたします。

井上会長 はい、ありがとうございます。

これはなかなか、3案ですから、いろいろご意見が出るかなと思いますが、とりあえずご質問から。ご意見も含めて結構ですが、ご発言。どうぞ気楽に、どんなことでもご発言いただきたいと思いますので、よろしく願いします。

はい、どうぞ。

星井委員 星井と申します。

1、2、3の案なんですけれども、2案というのが、例えば函館市榎法華町八幡町、の案ですと、榎法華八幡町になるんですけれども、実際例えばあて名を書くとか、郵便番号はかなり書くようになりましてけれども、実際手で書いて目で追うという仕事が多いと思うんですよ。配達業務であろうとか、そういうものに関して。榎法華という字がもしもうまく書けなかった場合とか、書きづらかった場合とか、2の場合ですと、かなり間違える場合があるのではないのかと。ですからこの1、2、3の中では、2が一番ちょっと現実的には難しいのかなと思います。

以上です。

井上会長 ただいま、お聞きのようなご意見が出ましたが、ほかにご意見、はい、どうぞ。

樋口委員 樋口です。南茅部町であります。

3案見させてもらいましたが、もう一度地元に戻って、住民の方とか議員さんを含めた中で相談してみたいと思うので、できましたらここで決定ということにしないでいただきたいと思いますので、その辺お願いいたしたいと思ひまして。

井上会長 ただいま、樋口委員からのご発言もありましたが、これはちょっと3案あって、三つから一つを選ぶというのは、今日は難しいなというふうには思っておりますが、この際、ご発言、ご意見だけほかにありましたら。

はい、渡部委員。

渡部委員 連合の渡部ですが、基本的には1項目め、2項目めで4町の意向を尊重することについては大賛成なんですけど、これは1案、2案、3案ですけれども、4町で1案、2案、3案のどれかを選択をするという意味で考えてよいと私は思うんですが、ばらばらということはないんでしょうね。ばらばらあり得るんですか。そこがちょっとわかりません。

井上会長 これは頭の表紙にありますように、各町村の意向を尊重するとありますから、場合によっては。

渡部委員 ばらばらあり得るんですか。

井上会長 もある。

しかし、これは全体的にやっぱり見なければならぬですから、絶対尊重するということになるかどうか。

例えば、これちょっと会長が言い過ぎかもしれませんが、1案などというと、函館市何々町何々町と、町が二つつくのもあるんですね。これは例えば戸井町浜町、戸井町伊達町とかと、この地域の人たちだけですと理解できるんですけど、全国レベルになりますと、あるいは海外までということもあるわけですから、そういったときにどうかというのがありますので、おっしゃるように、一応はばらつかないようにしたいというふうには思いますが、非常にこれは難しいところだと思っています。

はい、西尾委員。

西尾委員 西尾でございます。

それぞれ持ち帰っていただいて、ご議論いただくことになると思うんですが、私、函館市の助役ですから、庁内的な議論でちょっとお知らせしておきたいなと思います。1案、2案、3案とあるんですが、1案と3案はそれぞれ旧町村名をそっくり残すという考え方ですね。その場合に1案は先に町名をつけて何々々とつけると。1案の場合は何々町字何々々と、字が消えているだけで実質字のことを引きずることになるのではないかという議論がございました。3案の場合は、最後に町名をつけると。旧町村名の名前だけをつけて、最後に町名をつけてやったらどうかというのが、函館市何々町ですから、最後に町をつけた方がいいというのが3案目です。いずれにしても1案と3案については、旧町村名を残すという考え方ですね。

もう一つ案として出てきたのが、それではいつまでたっても、函館市という一つの自治体になっても、旧町村を引きずってしまうのではないかと。やはり一定程度将来的には融合をして、一つの自治体としてなっていくためには、消せるものは消した方がいいと。これは銭亀沢村、あるいは亀田市が合併したときに、亀田も函館市の旧町名と重なっている部分、函館市本町、亀田にもございましたので、亀田本町というふうに使っています。あるいは中野町、亀田中野町、そういう一部のものだけを残して、重なっていない町名については、それぞれの旧町村名を外してしまって、銭亀沢、亀田方式で、将来の融合ということを考えれば、消した方がいいのではないかとということで、2番目の案が出てきたということでございます。

函館市役所の担当セクションの庁内的な意見としては、融合ということを考えれば、やはり消せるものは消していったって、一体化を目指した方がいいのではないかという意見がありましたということだけ、ご報告させていただきたいなと思います。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ほかにご発言ございませんか。

山鼻委員、先ほど手を挙げたようにお見受けしましたが。

山鼻委員 挙げましたけれども、助役がいち早く代弁したようで、そのとおりでございました。銭亀沢合併のときもこの問題が出まして、これは亀田郡銭亀沢村字古川町でございました。それが支所は銭亀沢に残そう、あとは古川町は函館市古川町にしようという地域懇談会におさまったことを思い出しまして、確かに愛着はありました。銭亀沢古川町とやるかという意見が全く今と同じ思いでした。

ところが、いろいろと函館市という一つの市の中の町だから、そういう意味で書くのにも簡単だし、函館市古川町にしよう、これで1本になった記憶がございました。ただそれだけでございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ、斉藤委員

斉藤委員 恵山町の斉藤です。

先ほどの南茅部町の樋口委員とダブるんですけども、恵山町の場合この後、特別委員会なども開催予定ががございます。その中である程度全員の議員なので、その辺で協議しながら、その後4町村である程度統一的な見解をとった方がいいのかなと、こういう気もしますので、来月の末の法定協議会、第3回ですか、それまでにはある程度結論を出したいという方向でいかがでしょうか。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 特にないようでございますから、この項目については、今日はもちろん決められられません。したがって、これは各委員からいろいろとご意見が出ましたので、これを受けながら、市町村長でもう一度協議をして、原案を固めて再度この協議会にお諮りをするというふうにさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、それではそういう扱いにさせていただきたいと思います。

次回以降の会議でお諮りをしていきたいというふうに思います。いろいろご意見ありがとうございました。

それでは、次に協議の第8号 慣行の取り扱いについて、これをお諮りをいたします。事務局、説明をお願いします。

はい、事務局、どうぞ。

近江事務局長 協議項目第8号 慣行の取り扱いでございます。調整方針案を読み上げさせていただきます。

1 市町村章、市町村民憲章については、函館市の市章、市民憲章を用いるものとし、戸井町、恵山町、楸法華村、南茅部町の町村章、町村民憲章については、各地域の章、憲章として伝承していく。

2 市町村の花、木、鳥、魚については、函館市の花等を用いるものとし、戸井町、恵

山町、楸法華村、南茅部町の花等については、各地域の花等として伝承していく。

3 消防出初め式については、函館市の制度に統一する。

4 成人式については、函館市の制度に統一する。としてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

まず、1番目として、市町村章及び市町村民憲章につきまして、それぞれ5市町村、章あるいは憲章等につきまして、設置をしてございます。

この制定日につきましては、まちまちでございますが、5市町村すべてこの市章等については持っているということでございます。

また、同じく憲章につきましても、昭和51年から54年の間で5市町村で、それぞれ市町村民憲章を制定をしてございます。

また、2番目の市町村の花、木、鳥、魚につきましては、花の部分で申しますと、函館市はつつじ、戸井町がエゾカンゾウ、恵山町、つつじ、楸法華村、つつじ、南茅部町はサラサドウダンということでございます。また木につきましても、それぞれオノコ、黒マツ、もみじ、トドマツ、キタゴヨウマツとなっております。また鳥につきましても、函館市はヤマガラ、戸井町はカモメ、南茅部町につきましてもオオルリでございます。また魚につきましても、函館市はイカ、戸井町はタコ。それから記載はしてございませんが、恵山町につきましてもゴッコという魚をキャラクターとして用いてございますし、楸法華村につきましてもホッケトット君ということで、これもキャラクターとして使っておりますし、南茅部町は昆布がキャラクターとして使われてございます。

それから、3番目の消防出初め式につきましては、記載のとおりでございます。函館市につきましては1月7日、4町村につきましては1月2日ということで、それぞれ出初め式を挙行しているところでございます。

また、成人式につきましては、函館市は成人の日に成人式の式典を行ってございます。戸井町、恵山町につきましては8月13日、14日というお盆の時期でございます。また楸法華村、南茅部町につきましては1月2日、お正月の時期にそれぞれ成人式を行っているという、そういう状況でございますが、消防ならびに成人式につきましても、函館市の制度に統一をしたいということで、ご提案を申し上げます。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、協議第8号、お諮りをいたしました。ご質問、ご意見伺いたいと思います。岩谷委員。

岩谷委員 合併方式が編入合併ということが基本前提になっておりますから、大体すべてが函館市の制度、習慣、それぞれ含めて、函館市の制度に合わせるというのが基本であるということで、提案されていると思います。

しかし、地域のそれぞれの歴史的な経過とか、各住民のいろいろな長年親しんできた習慣、風土というものがありますから、そういうものが地域のものとして伝承してやって

いくということですので、このことについては基本的にいいのではないかなというふうに思うのですが、函館市に合わせるといって、むしろ函館市のそのものを例えば変えるというものもあっていいのではないかなということがありまして、小さいことかもしれませんが、例えばこの鳥については函館がヤマガラ、戸井町がカモメ、南茅部町がオオルリということで、恵山、椴法華、記述がございませんが、むしろこの海を共通したテーマとして海洋都市として生きていくのであれば、5市町村のシンボルの鳥としては、むしろカモメでいいのではないかなというふうに思うので、函館市がヤマガラだということであれば、函館市の条例を変えて、思い切ってカモメにすればいいのではないかなというのもあるのではないかなというふうに思いますので、基本はいいんですが、すべて函館に合わせなければならぬということでは、函館が少し変化して変わって、一緒になる4町村を状況に合わせるということが、柔軟性もあっていいのではないかなという意見でございます。

井上会長 大変貴重な大胆なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

ほかにご発言ありますでしょうか。

今の鳥ですよ。岩谷委員からのご発言もなかなか味のあるご意見ですが、いかがでしょうか、これについても含めて。

渡部委員 賛成です。

井上会長 賛成。渡部委員、ご発言をちょっとお願いします。

はい、どうぞ。依田委員どうぞ。

依田委員 恵山町の依田と申します。

ちょっと具体的なことになるかと思えますけれども、函館市の制度に統一をするということについては、特に消防出初め式、成人式、異論はありません。

ただ、例えば消防出初め式、函館市は1月の7日、各4町村は1月の2日となっておりますけれども、この辺、これ例えば実際に全部一括して、平成17年度からは1月7日にやりますということになるのかどうなのか、これが1点。

それから、同じ意味で成人式もこれは国が定めた一定の日があるわけですがけれども、4町村はちょっとばらばらということで、これも1月の第何週かな、そうことにたしかになっていると思えますけれども、これも成人なされた方が一堂に会して函館市で開催と、こういうことになるのか、ちょっと具体的になると思えますけれども、その辺お願いします。

井上会長 それでは、事務局、お答えをお願いします。

近江事務局長 依田委員からのご質問でございます。

まず、消防の出初め式につきまして、函館市の制度に統一した場合に、平成17年のお正月といたしますか、1月7日に統一をして実施をするのかという、そういうお尋ねでございます。

基本的に統一した場合につきましては、この1月7日に5市町村が合同でということ、例年函館の市民会館の前庭を中心に出初め式を行っておりますが、そういう形で実施するというふうに考えてございます。

それから、成人式につきましても、個々に実施をしてございますが、函館市の制度に統一した場合につきましては、函館市の成人の日に、こちらの方は市民体育館を中心に、あそこのエリアの中で成人式を挙行してございますが、そちらの方で実施をするという形で考えてございます。

以上でございます。

井上会長 よろしゅうございますか。

依田委員 はい。

井上会長 はい、ありがとうございます。

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 それでは、一応今日はこの8号決定というまでにしないで、次回以降にしたいと思いますが、特に岩谷委員から出た、私もちょっと会長の立場での発言としては不謹慎かもしれませんが、函館市の観光のいろんなシンボルマークあるんですが、全部出てくる鳥、カモメなんですね。今岩谷委員から言われて、ああと。渡部委員も函館の委員ですが、岩谷委員の意見にも賛意を示されておりますので、しかしこれはそれぞれ決めた経緯もありますので、これはちょっと持ち帰らせていただいて、検討させていただいて、次回以降また皆さんにお諮りをするというふうにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、8号全体をそういう扱いにしますが、その中での市町村章、あるいは市町村民憲章等と消防の出初め式、成人式、これについては原案のとおり内諾をいただいておいて、ご意見のあった部分について検討させていただいて、改めて全体をまたお諮りするというふうにさせていただきますが、よろしゅうございますか。

岩谷委員、どうぞ。

岩谷委員 今の成人式についての事務局の提案は函館の制度に統一していただくというやりとりで、仮のまとめということが今会長の方からお諮りあったんですが、各町村がほぼそれでいいというのであれば、函館側として口を挟むものではありませんが、しかし従来函館市が亀田、そして銭亀沢町とのこの合併と今回違いまして、距離もかなりあるわけですね、函館市から見ると。

例えば、市民会館で1月に15日成人式やりますということになると、そのときの天候模様もあるでしょうし、南茅部町を含めて、それぞれ距離があるわけですね。ここには車でなければほとんど来られないわけですし、そういう距離ということを考えたら、それでいいんだろうかと。もっと工夫があったり、地域で全部統一してやらなければいけないのかどうなのかということを含めて、これは私どもがどうのこうのと言う立場ではないかもしれませんが、各やっぱり町村といたしますか、あるいは若い人の声なども、住民の声も

聞いた上で、各4町村の中で議論いただいて、そういう意向を全体を尊重するという方がいいのではないかなという気がいたしたものですから、ここで仮まとめとしてみると、なかなか次大変だなと思いますので、そういう扱いにさせていただければいいのかなというふうに思って、発言させていただきました。

井上会長 はい、ありがとうございます。

実は、この消防と成人式については、出初め式ですね。5人の首長さん方といろいろ協議をしました。それで今おっしゃるようなことも考えながら、当面5年ぐらいは今までどおり分けてやったらどうか、成人式ですね。それから出初め式もそれぞれの地区でもやったらどうかという意見もいろいろ出ました。

しかし、そのことがいつまでも統一感を妨げるのではないか。いろんなご意見があったんですが、最終的に函館市の出初め式、あるいは成人式に合わせてやるのが一体感を持つということに望ましいということから、このご提案になったという経緯がございます。

岩谷委員のご配慮も理解できますけれども、その辺十分各市町村長で協議をした中で、これは決めさせていただいたということでございますので、そういうことをお含みの上、どなたかまたご発言があれば、ご発言いただきたいと思います。

はい、どうぞ。

杉林委員 南茅部の杉林です。

今、会長の方からお話あったように、やっぱり合併することによって、統一できるものは統一していく、こういう考え方は私はそれで結構だと思うんです。ましてや岩谷委員さんの心配のように、時間的な距離もある、そこら辺、函館市に向いてこれらの催しに参加すること自体はそれほど抵抗のないことかなと。

ただ、今まで各地域において、例えば出初め式であれば1月の2日という、この日取りをしていたところにやっぱり重大な意義があるわけですね。なぜ正月の2日に出初め式をやっていたんだと。いわゆる地域の消防団の場合は特に漁業者が多いわけですし、漁業者の場合は例えばその時期でありますと、スケソウ網が1月の4日とも5日の網揚げということになりますので、いわゆる漁期が始まってからは、出初め式に参加もおぼつかないという、そういう状況の中で、正月早々2日であるけれども挙行しようと。

なおかつ、もう一つつけ加えて言うと、成人式であればやっぱりお正月に帰ってくる子供たちが何年かぶりに会う楽しみもあって、この機会にぜひしてくれないか。あるいは地域によってはお盆であればみんなが帰ってくるという、そういうやっぱりこの日程でやってきたそれなりの経過があると。そこら辺も当然協議の中には入っていたんだろうと思うんですけれども、例えば今回出初め式を函館市で統一してやるということには賛成なんですけれども、その日程的には、では7日で行った場合は、うちの方からは分団として来れるのかなという、そんな心配もちょっと今したものですから、岩谷さんがご意見いただいたように、もうちょっと協議をする時間も欲しいかなと、そのようなご意見を申し上げます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ほかに、どなたかご意見ありますか。

今の杉林委員のご発言がありましたけれども、これらも十分実は首長さん方とお話しをして、しからは同じ行政区域で分かれて、そういった慣行行事をやることがどうなんだろうということも随分と議論をいたしまして、それぞれの実情もありますが、こういった形で統一をしたというのが、私ども首長の考え方でございました。

ご意見として承っておいて、前段の問題もありますから、今日はこの第8号については、次回以降の継続協議ということにさせていただいて、改めてまた結果、このとおりのご提案になるかもしれませんが、改めてさせていただくというふうにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、そのように第8号はさせていただきます。大変活発なご意見ありがとうございました。

それでは、次に協議の第9号についてお諮りをいたします。広報・広聴事業の取り扱いについてでございます。事務局から説明をお願いします。

はい、事務局、どうぞ。

近江事務局長 協議項目第9号 広報・広聴事業の取り扱いでございます。調整方針案を読み上げさせていただきます。

- 1 広報・広聴事業は函館市の制度に統一する。
- 2 法律等相談事業は、函館市の制度に統一する。としてございます。

次ページをお開き願いたいと存じます。

まず、広報事業でございますが、広報紙につきましては、函館市は「市政はこだて」、4町村につきましては、それぞれ「とい」、これは年6回発行でございます。それから恵山町は「えさん」、毎月発行。「とどほっけ」、同じく毎月発行。南茅部町につきましては「ふるさと」というネーミングで毎月発行ということでございます。

これらにつきましては、「市政はこだて」、こちらにつきましても毎月発行でございますので、こちらの制度に統一をするということで、ご提案を申し上げます。

そのほかに、刊行物の関係でございますが、市政要覧、これにつきましては、函館市は毎年発行してございます。4町村につきましてもそれぞれ町政要覧、あるいは村政要覧等を発行してございますが、こちらにつきましては不定期の発行ということですので、この要覧につきましては、市の制度に合わせて毎年発行ということで、ご提案を申し上げます。

そのほかに、「市民生活のしおり」、あるいは子ども広報「はこだてっ子」等がございます。それぞれ町村におきましても、「知っておきたい村の仕事」、あるいは「まちの予算ダイジェスト」ということで、毎月発行しているものもございます。

その他の部分では、ホームページによる広報ということで、こちらにつきましては5市町村ともにこのホームページによる広報を実施をいたしてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

広聴事業につきまして、こちらにつきましては、さらにこの実施に当たりまして、地区や参集範囲等に配慮をするということで、より具体的な内容でこちらの方を記載をさせていただきます。

まず、地域懇談会等の実施につきましては、函館市につきましては、昨日も実施をいたしておりますが、移動市長室、それぞれ町村におきましても、町政懇談会、あるいは村政懇談会等を実施してございます。こちらにつきましても、市の制度に統一した形で実施をしてみたいというふうに考えてございます。そのほかに町会、連合会役員との懇談、あるいは住民組織代表との懇談等につきまして、それぞれ4町村でも実施をしている状況でございます。

それから、その他の欄として、市民アンケート、市長への提言等につきましては、函館市は年1度実施をしてございます。同様の実施につきましては、楸法華村さんにおきまして、「まちづくりの手紙」ということで、年1回実施をしているという状況でございます。

広聴事業につきましても、函館市の制度に統一をしたいということで、ご提案を申し上げます。

次ページをお開き願いたいと思います。

3番目は法律等の相談事業でございます。こちらにつきましても、法律等の相談事業は函館市の制度に統一し、4町村での実施について検討するとしてございます。法律相談につきましては、函館の部分で実施している部分、記載のとおり7種類に分類をして、それぞれ毎週何曜日かの定期的な開催をしてございます。

戸井町におきましては、無料法律相談を2カ月に1回実施をしてございます。また南茅部町につきましては、町の顧問弁護士さんに紹介をするという形の中で、法律相談を実施をしてございますが、現在の函館のこの法律相談を制度として統一した中で、4町村での実施についても今後具体的に検討をしていくということで、ご提案を申し上げているところでございます。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、第9号、お諮りをいたしました。ご質問、ご意見ございましたら、ご発言をお願いいたします。

はい、吉田委員。

吉田委員 一つお願いがございまして、ただいま法律相談の函館市さんのこの毎週水曜日、毎週金曜日と第2火曜日とまた亀田支所では第1と第3という中で、市民に相談の配慮をしております。

大変結構なことだと思っておりますけれども、これが統一されると、私どもの方は本庁

まで法律相談に行かなければならないというふうになりますと、弱者といいますが、マイカーに乗れない人方はバスと電車で行くことになりますね、本庁までこの法律相談に。そうならばこれ大変な苦勞だなど。

私どもも、この法律の毎週水曜、金曜のこの第2火曜日をできれば出張していただければ、大変ありがたいなというふうに感じるものですが、いかがなものでしょうか。

井上会長 まず、事務局、どうぞ。

近江事務局長 吉田委員からのご質問でございます。

部会の中でも同様の意見が出されてございまして、統一することによって、すべて函館の市内で相談を受けるという形が前提でございますが、今まで実施をしていた経過もございまして、ここにつきましては、具体的な内容の中で、4町村での実施について検討をするということで付してございまして、実施に当たりまして、年何回ぐらい4町村に出向いて法律相談を受けられるのか、これは弁護士さんとのまたいろいろ相談事にもなるかと思っておりますので、そこら辺も含めて、合併後につきまして、速やかに協議を進めて4町村にも出向くような、そういう体制での法律相談ということで進めていきたいということで、これは部会の方でそういうような形で今協議を進めていくということになってございます。

以上でございます。

井上会長 そういうことで、ここにも書いてますが、4町村での実施について検討するとありますから、すべて統一して、市の本庁に来るということにならないような制度、そういうことも考えていくということで、ご理解いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

吉田委員 はい。

井上会長 他にご質問、ご意見ございますか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 ないようでございますので、協議の第9号については、原案のとおり決定をしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。ご異議がないというふうに受けとめました。協議の第9号については、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、協議の第10号 国民健康保険事業の取り扱いについてお諮りをいたします。事務局から説明をお願いします。

はい、どうぞ。

近江事務局長 協議項目第10号 国民健康保険事業の取り扱いにつきまして、調整方針案を読み上げさせていただきます。

国民健康保険事業は、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。

ただし、南茅部町の保険料率については、平成17年度から5カ年度で段階的に調整し統一する。としてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

まず、1番目の保険料、保険税につきましては、ただいま申し上げたとおり、南茅部町の保険料率につきましては、5カ年度で段階的に調整をするということで、現在この保険料の区分の5市町村のそれぞれの違いを表記してございます。

まず、医療分につきましては、所得割、函館市が10.99%、南茅部町は8%ということで、ここで大きな差がございまして、資産割につきましては、函館市は資産割はかかってございませぬが、4町村はそれぞれ資産割を設定をしております。また均等割、平等割、賦課限度額等につきましても、それぞれ函館市、4町村ともに若干の違いがございまして、

また、介護分につきましても、所得割につきまして、函館市の1.72%、町村は0.8ないし9、南茅部町につきましては0.5という率を設定をしております。資産割につきましても、南茅部町のみが設定をしております。均等割につきましても5,000円から1万円の間でそれぞれ町村で設定をしております。また平等割につきましては、函館市と南茅部町のみが設定をしている。それから賦課限度額につきましては、椴法華村が6万5,000円、それ以外はすべて8万ということで、制度、それから率等につきましても、それぞれ違いがございまして、基本的には南茅部町を除く3町村につきましては、函館の制度に統一をしたいということで、お示しをしております。

それから、2番目の保険給付でございます。こちらにつきましては、一番下の括弧の表をごらんいただきたいと思いますが、法定給付につきましてはそれぞれ7割ということで、すべて同じでございます。任意給付の部分の葬祭費につきましては、戸井町が5万円で、それ以外の市町村につきましては3万円。それから出産育児一時金につきましては30万で同じでございます。また精神療養費につきましては、函館が一部負担をしているという、そういう状況でございますが、こちらにつきましては、合併の年度は現行のとおりとし、17年度からは函館市の制度に統一をするということで、ご提案を申し上げます。

次ページをお開き願いたいと思います。

3番目の保健事業でございます。保健事業につきましては、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一をするということで、各市町村で実施をしている検診項目、それぞれ記載をしております。それぞれの記載の中で、で頭に表記している部分につきましては、国民健康保険の保健事業として助成があるということで、この部分を表示をさせていただいております。

椴法華村さんにつきましては、すべてこの保健事業としての助成があるということでございますが、これらにつきましても17年度からは函館市の制度に統一をするという形の中で、部会の確認がなされてございます。

それから、4番目の納期でございますが、こちらにつきましては、一応10期割という

ことで、大体半月程度の納期のずれ等がございますが、こちらにつきましても、合併年度につきましてもは現行のとおりとし、平成17年度からは函館市の制度に統一をするということで、ご提案を申し上げるところでございます。

また次ページをお開き願いたいと思います。

こちらにつきましてもは、南茅部町がなぜ不均一になるのかという部分での資料として、お出ししたものでございます。

まず、平成15年度の確定賦課時におけます、それぞれ市の料率を適用した場合の影響、これは世帯で高くなる、いわゆる減額される部分と増額になる部分の世帯を示してございます。南茅部町の欄をごらんいただきたいと思いますが、総世帯数で1,646世帯、このうち減額となる世帯が513、逆に増額となる世帯が1,133ということで、約倍近い世帯が増額になるということでございます。

そのうち、この金額区分でいきますと3万円から5万円の増額となる部分が436世帯ということで、非常にこちら辺も増額になる部分の世帯が多いということで、今までのいろいろ協議した中では、南茅部町の保険料率につきましては、5カ年度で段階的に調整をするということで、ご提案を申し上げたところでございます。

なお、戸井町につきましても828世帯のうち、減額となる世帯が403、一方では増額となる世帯が425ということで、こちらにつきましてもは、約50%近く上がる部分と下がる部分が出てまいりますが、こちらにつきましてもは、函館市の制度に統一をするということで確認をいただいているところでございます。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

先ほど、地方税で入湯税のお話がありましたが、ここで本格的な住民負担という問題でございます。すぐ見てなかなかご理解しにくい部分もあるかもしれませんが、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

特にないようでございますが、1ページの国保の医療、介護の負担が一番大きいと思いますが、大きいというのは差が大きいという意味ではなくて、住民にとって大きな問題だと思っておりますが、特にないようでございますが。

飯田副会長 この案に最終的には私も住民に説明をしてまいります。

願わくば、決まったからこうだということにちょっと持っていきたくないな。こういう方向で了解してほしいと、ちょっとそういう間を、時間的に欲しいものだなと思っていました。最終的にはこの案で了解はしていただきますが、決まったからこうだということだけは、税負担であるだけに、ちょっと避けたいなと思っていました。これお願いです。

井上会長 ほかにご発言はないでしょうか。

今、飯田町長さんからお話ありまして、今日ここで決定をしたということ、響きとしても影響があるというご発言ですから、この法定協議会まだ何回もやっていきますから、どこかの時点で最終決定というふうにはさせていただかなければならないと思っておりますが、今日

の時点では決定までいかないと、しかし概ねいいだろうという感触で決めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 それでは、最終決定は次回以降ということにさせていただいて、概ねいいという内諾の形での継続という扱いにさせていただきたいと思います。

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、そういう扱いをさせていただきたいと思います。

事務局 それでは、ここで10分程度休憩したいと思います。

再開3時からということで、お願いいたします。

休 憩

再 開

事務局 それでは、休憩前に引き続きまして、協議をお願いしたいと存じます。

井上会長 それでは、休憩前に引き続き、協議を進めさせていただきます。

協議の第11号 5市町村建設計画について、お諮りをいたします。

事務局から説明をお願いします。

はい、事務局どうぞ。

近江事務局長 協議第11号 5市町村建設計画につきましては、事務局次長の梅田よりご説明をさせていただきたいと思います。

梅田次長 梅田でございます。

初めに、建設計画の位置づけでございますが、合併特例法第5条第1項によりまして、市町村が合併しようとするときは合併市町村の建設の基本方針。二つ目が、合併市町村またはそれを包括する都道府県が実施します建設の根幹となるべき事業に関する事項。3点目といたしまして、公共施設の統合整備に関する事項。

それと4点目といたしまして、財政計画を含めた建設計画を策定しなければならないと、このように定められてございまして、また策定につきましては、同じく合併特例法の第5条第3項におきまして法定協議会で作成し、あらかじめ都道府県知事と協議をすることとなっております。このため、第1回目の法定協議会におきまして基本方針を提案したところでございますが、今回はその基本方針に基づきました建設の根幹となるべき主要施策事業を、各分野別にどう展開するのかをまとめた基本計画を中心といたしまして、改めて5市町村建設計画全体をお示しし、ご協議をさせていただきたいということでご説明させていただきます。

お手元の資料協議第11号 5市町村建設計画でございますが、今申し上げましたとおり、先般13ページまでの基本方針につきましてご説明をさせていただいてございます。

14ページ以降の基本計画につきましてご説明させていただきますが、初めに基本計画に

つきましては、5市町村の一体化を推進し、住民福祉の向上と地域の振興発展のため基本目標に基づき、また地域別ビジョンに沿って総合的かつ計画的な施策の展開を図るとしてございます。14ページから15ページにかけて、それぞれの5市町村の今後進むべき目指していく方向を記載させていただいております。

次に16ページから、それぞれ基本目標の一つ目。多様で力強い産業を振興するまちづくりにかかわります主要施策(1)といたしまして、国際的な水産・海洋都市の形成から次の17ページにまいりまして(5)観光の振興まで、これら5点を主要施策として掲げてございます。

さらに18ページにまいりまして、この主要施策の展開といたしまして、(1)から(5)までにそれぞれ主要な事業、それぞれ片仮名表記をしておりますが、(1)の国際的な水産・海洋都市の形成でありますと、アといたしまして水産・海洋に関する学術・研究機関の充実から、オといたしましてその他関連事業の推進、このような表記をさせていただいております。

以下、同じように19ページにまいりまして基本目標の2番でございますが、安全で快適な生活環境を充実するまちづくりといたしまして、主要施策は(1)自然・地球環境の保全から下の(5)生活環境の整備充実までを主要施策としてございます。これの展開につきましては、20ページにそれぞれ主要施策の展開を表記させていただいております。

次に21ページにまいりまして基本目標の3点目、やさしさとぬくもりのあるまちづくりでございますが、これの主要施策につきましては(1)保健・医療の推進から(5)児童福祉の推進まででございます。

22ページにまいりまして主要施策の展開といたしまして、それぞれ表記をさせていただいております。

次に23ページにまいりまして、基本目標の4点目、いきいきと学び地域文化を育むまちづくり。これの主要施策は(1)生涯学習の推進から(4)特色ある地域文化の創造までの4点を掲げてございます。

次に24ページにまいりまして、主要施策の展開といたしまして、それぞれそこに記載のとおりでございます。

次に25ページにまいりまして、基本目標の5点目、連携と交流によるまちづくり。これの主要施策につきましては、(1)住民参加の推進と(2)国際交流・地域間連携の推進を掲げてございます。主要施策の展開は下の表に記載のとおりでございます。

次に26ページにまいりまして、大きな項目6番でございますが、行財政基盤の確立といたしまして、これの関連の主要施策は「1.効率的な行政運営」、「2.健全な財政運営」、「3.公共施設の適正配置と整備」でございます。

次に27ページ、一番最後のページでございますが、ここに北海道事業等の推進といたしまして、国あるいは北海道での事業の必要性等をうたわせていただきまして、これに基づきます分野別に必要性の事業あるいは施策、そういった部分を記載してございます。

以上、大変雑駁なご説明で申しわけございませんが、先ほどもお話ししたとおり、今後合併特例法に基づきます協議に入ります前に、各本協議会の委員の皆様からのご協議・ご意見をいただきながら協議会としての建設計画の素案を取りまとめ、北海道と協議を行い、その後改めまして本協議会にお示しし、建設計画を最終取りまとめてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、申しわけございません。お手元にもう一点、附属資料基本計画お手元に行ってくださいますが、その中には、ただいま申し上げました主要施策の展開をさらに補足的な部分として黒ぼつ表示をしている部分がございます。これにつきましては、それぞれ主要施策の中の1ページをごらんいただきたいと存じますが、水産業の振興の中でアといたしまして水産基盤の整備。この言葉だけではなかなか具体的な事業展開がわかりにくいという部分ございまして、そういった部分を黒ぼつ表示をさせていただいてございます。それが附属資料8ページまで続いてございますので、全体をまた委員の皆様にご協議を付したいと、かように存じます。よろしくお願いいたします。

井上会長 今、説明というよりは、つくりの説明で内容ではないと思いますが、こういったつくりで建設計画をまとめていきますというところで今日のご理解いただきたいと思いますが、総括的に5市町村の地区の方向づけと包括的な政策、施策ですね。それと具体的な基本計画、附属資料でまとめたということでございまして、これはよくお読みをいただかなければご意見が出づらと思います。恐らくこれは法定協議会でも最終までに及ぶ事項だというふうに思いますので、今日のところはつくりの説明を受けたと、内容についてはよく皆様方、各委員の皆様方お読みをいただいて、次回以降ご意見・ご質問をいただいでいくというふうにしたいと思いますが、特に今日聞いておきたいという部分があればご発言をお願いしたいと思います。

はい、長野委員。

長野委員 水産業の振興ということについてなのですが、国とか道では水産基本計画ということで、あるいは道の水産業漁村振興推進計画ということで、具体的に数値目標をもって10年後はこうなると。それが非常に、多分数値を示したのは危機的な状態で漁業者が半減すると。その上で生産量を維持していかなければいけないというようなことがあって、国、道とも数値目標を出したのだと思うのです。

こういう計画についてもやはり、ちょっと調べてみると非常に後継者が、もうここ10年で、ここ5年でも2,000人くらい減っていると。ここ10年で3分の1くらいには4,700人が、私の推測では1,400~1,500人になってしまうのではないかと。こういう危機的な状態なので、それと編入される側の主要で共通の産業であるということで、アンケート等にも水産業の振興というのが出ておまして、ぜひこの後で財政シミュレーションというのがありますけれども、こういう形でシミュレーションして数字を示しながらこうしなければいけないのではないかとということでやっていかなければ、そうなったときにはもう後継者がいないということで大変な事態になるということで、ぜひそうい

う財政のシミュレーションも大事ですけれども、この水産業のシミュレーションというか後継者等のシミュレーション等もぜひやっていったらいいのではないかというふうに思います。

井上会長 大変貴重で、しかし難しいご指摘だと思いますが、事務局いいですか。何かありますか。

はい、事務局。

梅田次長 ただいま長野委員からのご提言・ご意見、大変貴重なものと私どもも存じております。こういった、ただいま長野委員の方からお話にございました数値目標、なかなか大変難しい部分ございますが、全国的なレベル、あるいは全道的なレベル、そういった部分での数値、そういったものを考えながら地域の漁業後継者対策、そういったものに取り組んでいく必要があるというふうに考えてございまして、ただいまの長野委員のご趣旨、十分踏まえながらこの建設計画の中に、4町村だけではなく5市町村として、そういった計画を登載していきたいというふうに考えてございます。

井上会長 はい、長野委員ご理解をいただきたいと思います。

そのほか、どなたかご発言がございしますか。

関根委員 すいません、基本計画の附属資料の中からでもよろしいですか。

井上会長 はい、関根委員どうぞ。

関根委員 2番目の商工会議所と商工会の合併促進とあるのですけれども、附属資料の中の2ページです。

井上会長 附属資料の2ページですか。はい。

関根委員 商工会として大変な問題を今、抱えているところなので、会議所と商工会が合併するのか、促進するのか、それとも商工会だけで、我々四つの商工会で勉強会やっています。どういうふうに進めるか大変な問題でございます。

それで、会議所と合併するのか、商工会だけ合併するのか、その辺だけ、商工会議所と商工会は全く違いますので、その辺をご理解の上やってもらわなければ、我々としても進められないのでございます。よろしくその辺。

井上会長 はい、それでは、大変難しいご質問です。

はい、どうぞ事務局。

梅田次長 ただいまのご質問でございしますが、函館市につきましては1商工会議所2商工会がございします。それと、4町村におきましては、それぞれの地域に1商工会があるわけございまして、函館地域に限ってみますと、商工会議所と商工会の合併というのが従来からの懸案ではございました。

また、一方4町村の中で、ただいまの関根委員おっしゃられたとおり4商工会の合併という部分がまた一つ俎上に上がっていると、こういったことかと思ひまして、その中で必ずしも商工会議所に商工会が合併するというものではなくて、それぞれの地域事情に応じながら枠組みを、またお考えいただくという形になるかと思ひます。

ですから、すべからく商工会議所に商工会が入っていくと、こういった部分でここの表記をしているわけではないということをご理解いただければと存じます。

井上会長 よろしいですか、関根委員。はい、そういうご理解をしていただきたいと思います。

そのほかご発言ございますか。これ事務局にお聞きをしますが、この建設計画にかかわる資料はまだ出るということは、どうですか、その辺。今日の時点はこれでいいのですか。

梅田次長 ただいま会長の方からのご発言でございますが、今後またそれぞれ今申し上げた主要施策、主要事業、それ以外の補足的な説明できる資料、そういったものは考えてございまして、本日におきましてはちょっとその部分はお示しできませんが、今後3回目もしくは4回目の本協議会にお示ししていきたいというふうに、かように考えてございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ということでございまして、先ほど私申し上げましたように、今日は作りをご説明をしたというご理解をいただきたいと思います。よくお読みをいただいて、次回以降ご意見・ご質問を受けていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたしまして、この第11号につきましては終わらせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。そのように扱わせていただきます。

それでは、次は報告でございまして、報告第1号 5市町村財政シミュレーションについてご報告を申し上げます。

事務局から説明をお願いします。

はい、どうぞ。

近江事務局長 それでは、報告の第1号 5市町村の財政シミュレーションにつきましてご報告をいたしたいと思います。1ページをお開き願いたいと思います。

まず、合併した場合の今後の財政どのようになるかということで、このシミュレーションということで作りをさせていただいております。

1番目の対象ということで年度につきましては、平成16年から平成32年までの17年度分を財政のシミュレーションの対象としてございます。この17年を分けますと、まず合併して特例債が受けられる部分というのが10年ございます。この10年と、それから11年から15年目に当たりまして地方交付税が減額をされるという、そういう仕組みになってございますので、10年プラスこの地方交付税が減額される5年、これで15年でございます。それに合併の年16年と、実際に15年が経過した後の16年目の姿がどうなるかという部分の年数を含めまして、17年ということで作りをさせていただいております。

一方、ただいま建設計画の中身をお話をいたしました。この建設計画の中では、この財

政シミュレーションの数値をもとにしながら、財政計画というものも示していかなければなりません。こちらにつきましては、平成17年から26年までの10年度分ということで、シミュレーションは17年でございますが、建設計画の中における財政計画は10年分をそれぞれ示すということで考えてございます。

まず、この財政シミュレーションのつくり方につきまして2番目の部分でございますが、現行制度でそれぞれ5市町村が単独で財政を運営をした場合どうなるのかということで、中ほどに図式が出てございますが、函館・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町ということで、それぞれ単独のまず推計値を載せてございまして、それを5市町村合併した場合にはまず合計、合算をするという形です。これはあくまでもまだ合併後ではなくて、現時点でそれぞれ単独で17年どのような経過で進むかという、その数字のまとめでございます。

それから、プラスマイナスと大きく出ておりまして、その右側の四角い括弧の中、ここにつきましては合併した場合の影響分ということで、例えば合併に伴う臨時経費がどれくらいかかるか。あるいは合併に伴いまして事務事業を統一した場合の増減額がどれくらい出るか。あるいは合併に伴う建設計画の事業分がどれくらいあるか。さらには、合併に伴う財政支援措置、こういうものを見る。それから行政として合併した場合には当然スケールメリット、そういうものが出てまいりますので、こういうものが直接合併によって出てくる影響分ということで、これらを加味して、ただし現時点ではまだ確定していない部分が非常に多いということで、一定の条件を設定をしながら、こういう数値を影響分としてプラスマイナスをして、最終的に財政シミュレーションとして17年間の部分を示すという、そういうつくりになってございます。

まず、現行制度で単独運営をした場合の推計方法。現行制度合計値という部分ですが、ここに当たる部分での考え方でございます。歳入といたしましては、例えば地方税あるいは交付金・地方交付税等でございますが、これらにつきましては国の資産あるいは現在の経済社会情勢を踏まえながら、過去3年程度の実績等も考慮しながら算定をしております。

同様に国庫支出金あるいは道の支出金につきまして、大きい部分は扶助費でございます。こちらは過去の実績から比較しても伸びているという状況なものですので、これはプラス要素として見てございます。

それから地方債、(3)の地方債でございますが、これにつきましても現行制度で見込むとともに、減税補てん債あるいは臨時財政対策債というものがございまして、こういうものを見込んだ形で歳入を見てございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

一方、歳出の部分でございますが、まず人件費につきましては、職員数は現員を基本として過去の実績により算定をしております。

それから、公債費につきましても地方債の発行の見込みに基づきまして算定をしております。

それから、3番目の普通建設事業費。これにつきましては、過去の実績等によりまして、

毎年度分の通常分として115億でございます。

それから、新規分として平成16年、17年は40億。18年以降につきましては30億を基本として見ておりました、そのほかに港湾事業等も見込んでございます。

さらに、行財政対策の効果額ということで、こちらにつきましては職員数の削減あるいは給与等の見直しの内部努力をはじめ、一方では受益者負担の適正化や施策の見直し等によりまして、効果の出たものを見込んでございます。一番大きいのは、第3次の行財政改革によりまして職員数の削減に伴う効果額ということで、この分につきましては函館市の部分の中で見込んでございます。

それから4番目。今までは単独で行った場合です。次は、4番目は合併した場合の財政シミュレーションの条件設定ということで、こちらにつきましては仮に設定したものとシミュレーションの組み立てをしてございますので、今後こちらの合併協議会の中で協議が進みまして確定していくことによりまして、また数値が固まるということで、そういう変動する要素があるという前提の中で組み立てをさせていただいております。

まず、歳入でございますが、国の財政支援等につきましては、後ほど資料でもお示しいたしますが、合併特例法に定められている普通交付税28億5,000万円。それから合併特例債。これは合計で323億円を見込んでございます。そのほかに臨時的経費の財源として市町村の補助金、これは5億7,000万。さらには特別交付税として9億7,000万を見込んでございます。

それから一方、歳出の部分でございますが、まず(1)の臨時的経費ということで、合併した場合に電算システムあるいは消防の通信設備費ということで、かなりの金額がかかります。こちらにつきましては、平成16年で8億、それから17年度で1億。この16年度の8億は、ほとんどが電算システムの統一に伴う経費でございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

そのほかに議員報酬あるいは特別職の給与等につきましても、こちらにつきましては、議員報酬につきましては在任特例・定数特例等を適用するとしてございまして、特別職の給与等につきましても2年間在任するというので、それぞれ仮定をし算定をさせていただきます。

その他の臨時的経費といたしましては、平成16年度で9億円。それから平成17年度で2億円を見込んでおります。

事務費的な部分につきましては、平成16年も2億、17年度も2億ですが、それ以外の7億につきましては、合併に伴いまして退職手当の部分の措置の部分を経費として出てまいります。

その他各種の事務事業の調整に伴います影響額等につきましては、(3)になりますけれども、平成16年度で4億円。平成17年度以降につきましては8億円をそれぞれ見込んでございます。

それから(4)番目、合併特例事業費でございますが、こちらにつきましては、まず平

成 17 年度から 10 年間それぞれ新規の枠として 15 億円を見込んでございます。

それから、単独運営をした場合の事業費。先ほどご説明した事業費のうちから、さらに 15 億円程度を合併特例債に振りかえるということで、合計で 30 億、それを 10 年間見込むという形になります。

そのほかに地域振興のための基金の積み立て。これはどちらかというソフト施策になりますけれども、こちらにつきましては 17 年度に 40 億円を見込んでございます。

そのほかに合併したことに伴いまして行財政対策の効果額ということで、こちらは合併のスケールメリットによります職員の削減等の効果額を見込んでございます。

さらに収支の部分で足りない部分につきましては、基金・起債の活用をしながら緊急避難的な措置としてこれらを活用して収支をあわせていくという、そういうつくりにしてございます。

4 ページをごらんいただきたいと思います。

先ほどもご説明をいたしました。合併に伴いまして国の財政支援措置、どのようなものがどれぐらいの金額があるのかということでございます。大きくは補助金、それから地方交付税、さらには合併特例債という 3 種類に分かれてございますが、まず補助金につきましては、合併後 3 年間で合計で 5 億 7,000 万でございます。これは 1 億 9,000 万を 3 年間続けて補助するという形でございます。

それから、地方交付税につきましては一番上の黒ぼつ、普通交付税の算定の特例ということで、本来合併をしますと合併した後の自治体、1 本で交付税算定されるのが普通なのですが、この合併の特例の中では 10 年間は合併しなかったものとして、それぞれの 5 市町村で普通交付税を算定したものを合算して交付するというので、右側の方にこの差としては大体年 10 億程度、1 本算定と合算後の算の中では 10 億程度の差があるということで、その部分が交付税の中ではプラス要素として見られてございます。

それから、合併直後の臨時的経費に対する財政措置ということで、右側の活用額の欄では 28 億 5,000 万ということで、こちらにつきましては 5 年間ということで、1 年間に 5 億 7,000 万掛ける 5 年ということで、このような数値になってございます。

さらに特別交付税につきましては、公共料金の統一あるいはネットワーク化に要する経費等の包括的な措置として、これも合併後 3 年間で 4 億 7,000 万でございます。そのほかに合併以降経費に対する財政措置ということで、これは対象経費の 2 分の 1 でございますが、5 億円程度を見込んでございます。

それから、合併特例債につきましては、まずまちづくりのための建設事業に対する財政措置ということで、こちらはどちらかというハード事業でございますが、右側の欄で申しますと、起債の活用額 285 億を見込んでございます。全体的な事業費は 300 億で、これの 95% が起債が認められるということで、活用額につきましては 285 億ということでございます。

なお、この 285 億につきましては、起債の償還につきましては、このうちの 70% が

普通交付税として措置をされるということでございますので、その額は199億5,000万円ということでございますので、起債として、借金として285億借りて、これを全部返済した場合には199億5,000万が交付税として、また算入をされてくるということでございます。

それから、一番下の市町村振興のための基金造成。こちらはどちらかというとソフト事業にかかわる部分でございますが、市町村の一体感の調整あるいは地域の振興のために使う基金の積み立てに要する経費ということで、こちらにつきましても起債の可能活用額につきましては38億を見込んでございます。

トータルで、この国の財政支援措置の活用額につきましては366億9,000万円となっております。

それでは5ページをお開き願いたいと思います。

5ページにつきましては、平成16年から10ページまでちょっと表がまたがってございます。平成32年までの17年間でございますが、まず合併前の現行制度で単独運営をした場合ということで、大きく函館市それから戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町。一番下に5市町村の合計というつくりをさせていただいてございます。

函館市の中につきましては一番上の欄になりますが、平成16年から19年までは単独で赤字になってございますが、20年以降からは黒字に転換するという、そういうシミュレーションでございます。

こちらにつきましては中期財政試算をもとにし、先ほどの行財政改革の効果額も算入した数値でございます。

なお、この四角の下の方に小さい字で書いておりますけれども89億9,000万。これは現在の基金の残高を示してございます。

一方、戸井町につきましては、この16年からの歳入歳出の差引額、AマイナスBですが、ずうっとマイナスといえますか、三角が立ってございます。同じく恵山町につきましても同様のそういう傾向になってございます。また、楸法華村・南茅部町につきましても同様の傾向となっております。

この5市町村をあわせたものが一番下にございますが、こちらにつきましては5市町村計ということで、平成22年度で3億2,100万の単年度黒字になりますが、累計ではまだまだ117億というような形で、最終的に一度また5市町村の計につきましては状況が悪くなりますが、平成25年度当たりからまた単年度黒字が生まれてくるという、そういうつくりで平成32年までの表を示させていただいております。

7ページをお開き願いたいと思います。

7ページの一番上の四角でございますが、先ほどの5市町村の合計の数値を一番上に記載してございます。ここからが合併後どうなるかという形のシミュレーションでございませぬ。

真ん中の大きな四角をごらんいただきたいと思います。

合併による影響試算ということで、まず歳出の部分でございます。先ほど申しました電算システムあるいは消防の通信システムの整備の関係で、平成16年あるいは17年で8億、1億という、そういう数値を載せてございます。

一方、2番目の議員報酬・特別職の給与等につきましては、2年間の在任等の特例が過ぎた後につきましては、議員数等につきまして減少してまいりますので、この部分は効果分ということでマイナス、歳出の中でのマイナスということで載せさせていただいております。

あとは臨時的経費として16年、17年でそれぞれ9億、2億。

それから、一般職の給与等につきましては、年間大体5,000万くらいの影響額が出るだろうということで試算をしております。

さらに、各事務事業の調整にかかわる影響額につきましては、平成16年は4億、その後につきましては、概ね8億程度を見込んでございます。

それから、合併特例債事業につきましては、先ほども申し上げましたが、追加事業と書いてございますが、ここの分は新規として見た部分が15億で、これは10年間で150億。さらにその下に振りかえ事業ということで、これは現行の計画している事業のうちから合併特例債を適用していこうということで、こちらにつきましてもそれぞれ15億ずつを見込んでいるところでございます。

さらに、その下の基金積み立てにつきましては40億ということでございます。

それと、合併特例債を使うことによりまして、また翌年から償還分が出てまいります。こちらにつきましても平成18年度から、だんだんこの償還の額は多くなってまいります。これも歳出の部分として見てございます。

さらに一番下の欄になりますけれども、振りかえに伴いまして起債の償還に伴う差額と申しますか、合併特例債を使うことによって、より有利になるということで、ここの部分はプラス効果として歳出の部分で三角で立てておりますが、ここの部分を見てございまして、歳出の欄につきましては、平成16年度は21億。それから17年度につきましては66億、24億、22億というような形で推移をしております。

一方、歳入の部分でございますが、まずは国庫補助金につきましては1億9,000万が3年間交付されるということでございます。

それから、一つ飛びまして普通交付税。こちらにつきましては5億7,000万が5年間交付されます。

また、これ以外の合併特例債の償還分。先ほど70%が交付税措置されると言いましたが、その70%に当たる部分が、平成18年度からそれぞれ逆に数値がどんどん大きくなってまいります。載せてございます。そのほかに特別交付税あるいは以降に伴う2分の1の措置というものも載せてございます。

さらに合併特例債の部分につきましては、平成17年度から28億5,000万ということで載せてございます。

また、振りかえ分に伴います事業分の起債、これは逆にマイナスということで載せさせておりますが、歳入 の欄につきましては、平成16年度は5億9,000万。17年度から実質的な交付税措置というのが始まりますので、こちらにつきましては66億、27億、25億、24億ということで数値が出てまいります。

収支につきましては、16年度は合併による影響試算 の部分だけの部分での数値でいきますと、16年度はマイナスの15億程度。その後につきましては、ほとんどプラスマイナスがなくて、逆に18年、19年、20年あたりは2億から3億程度がプラスになるだろうということですが、最終的な収支、これは一番上の欄と、ここの収支をさらに合算したものでございますが、こちらで申しますと、収支の部分でいきますと下から三つ目に囲んだところでございますが、平成16年度では48億、平成17年は24億、18年、25億、17億、11億とそれぞれマイナス、赤字の形になってございます。平成21年からようやく黒字の部分が見えてまいります。またその後も若干赤字の形となっております。

これを埋めるための措置として、下から2番目の四角になりますが、まず合併後のスケールメリット。これは職員の削減等による効果額を17年度から見てございますが、これらのもの、さらにこれらではすべてこの赤字が埋まりませんので、基金あるいは起債の活用ということで、こちらにつきましても5カ年度程度活用して、この表で申しますと平成20年まで基金等の活用をしていくということで、大体この合併の5カ年度、当初の部分につきましては、費用も非常にかかるという部分です。

一方では、また財源措置も前5カ年の方に集中をしているということですが、結果としてはなかなか、ここの部分で黒字に転換するという形にはなり得ないのかなというふうに考えてございます。

しかし、また5年後経過した部分につきましては、徐々にこの財政の形がよくなっていくという、そういう流れで財政シミュレーションを策定をしております。

8ページにつきましては同じく27年から32年までということで、こちらの方は年度が進むにつれて財政の状況はよくなっていくという、そういうつくりになってございます。

なお、この財政シミュレーションにつきましては、先週から住民説明会等につきましてもお示しをしながら皆さんにご理解をいただいているというところでございます。

この関連につきましては、後ほど合併検討資料概要版というものにつきましても同様のものを載せておりますが、そちらにつきましては、また後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

以上、財政シミュレーション、雑駁でございますが、ご説明をさせていただきました。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいま財政シミュレーション、財政推計ですね。財政推計の報告がありましたが、皆さんもお気づきのとおり、役所言葉あるいは制度上の問題等々で非常に難しい部分も、ご

理解いただくのには難しい部分もあるのではないかなというふうに思いますが、これはそれぞれ各市町村ごとに勉強会といたしまして、各委員さんと勉強会をするという場を設ける予定になっておりますので、今日のところは一応の説明を受けたというふうに理解をしていただきたいと思います。

結論的にいえば、五つの市町村がばらばらにやっていると財政的に非常に厳しくなるけれども、五つが一緒になって国の財政支援等を受けながら事業展開をしていって、財政的には見通しとしては明るくなると、そういうふうにご理解をいただきたいというふうに思います。委員さん等はよく御承知のことでご理解いただけるとは思いますけれども、そうでない部分では随分と用語一つでも難しいところがあるのではないかなというふうに、私は失礼ながら申し上げますので、次回以降もこれは事業が固まって建設計画が固まってまいりますと変わってまいります。数字が全部変わって、全部というよりも一部調整としていくというふうに、流動的なものでございますから、今日のところは大まかな財政推計というふうにお受けとめをいただきたいと思っております。

特にご発言があれば、ご質問・ご意見をお伺いしたいと思っております。

ただいま申し上げましたことよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは、そういうことでお受けとめをいただきたいと思っております。

はい、次に事務局どうぞ。はい、どうぞ。

近江事務局長 それでは、事務局からまたご説明をいたしたいと思っております。

皆様の資料の最後の方に、カラー物で5市町村のあすを考えるとという冊子。それから協議会だより。これは第1回目の法定協議会の協議内容をまとめたもので、創刊号ということでございます。

それから、これに関連いたしまして第1回の函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会の会議録の概要版ということで資料の方に、お手元の方に差し上げてございます。

まず、5市町村のあすを考えるとという部分の冊子22ページ物でございますが、こちらにつきましては合併を考えるとということで、市民・住民の皆様が合併の検討の資料になるだろうということで、こちらにつきましては5市町村すべて全戸配布を。今、予定では11月の上旬には皆様の家庭にこれが全戸配布されるということで、住民説明会等につきましてもこの内容に基づいた形での説明をさせていただいておりますが、住民説明会においていただけない方につきましても、この内容を見て、このたびの渡島東部、5市町村との合併がどのように進められているかということでの資料としてご認識いただけるのではないかなというふうに思っております。

ただいま申し上げました財政シミュレーション等につきましても17ページ以降に載せてございます。こちらにつきましては、先ほど申しました全戸配布を11月の上旬に予定

をしてございます。

それから、協議会だよりの創刊号につきましては、既に皆様のご家庭に配布になっていることと存じます。

以上が、報告でございます。

それから、次回の法定協議会、3回目になりますけれども、こちらの方も日にちの方設定してございますので、皆様にお知らせをしたいと思います。

次回の会議の日程でございますが、11月の26日水曜日でございます。11月の26日水曜日。今度は場所はホテル函館ロイヤルを予定してございます。

時間につきましては14時から3時間程度ということで、もう一度復唱いたしますが、次回、3回目の法定協議会の開催につきましては11月の26日、函館ロイヤルホテルで2時からということで予定してございますので、委員の皆様ご日程の方をよろしく願いしたいと思います。

事務局の方からは以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

次回の会議についてもたまたま説明がありましたが、11月26日ということで、ぜひまたご出席をお願いしたいと思います。

本日の日程は以上でございますが、何かご意見・ご質問ございましたら総体的に何でも結構ですから、ご発言をいただきたいと思っております。

特にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

井上会長 はい、それでは特にないようでございますので、本日の会議、大変長時間にわたりまして、ご協議をいただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、第2回函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会を終了いたします。

大変ありがとうございました。

午後3時49分 閉 会

以上、第2回函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

会 長 井 上 博 司

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

委 員 吉 田 崇 仁

